

下水道事業の再評価に当たっての評価手法

第1 目 的

「下水道事業の再評価に当たっての評価手法」は、「下水道事業の再評価実施要領細目」に基づき、再評価に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等について定めることにより、全国的な再評価水準の統一、評価に当たっての透明性、客観性及び効率性の向上を図ることを目的とする。

第2 詳細な評価手法

本項で定める詳細な評価手法は標準的な事例として示すものである。再評価に当たっては、再評価の実施主体はこれらの評価手法を参考としながら個別事業の特性に応じた評価手法を設定することができる。

1 整理すべき指標

(1) 事業の進捗状況に関する指標

・進捗率

下水道法施行令第4条第5号に掲げる「毎会計年度毎の工事費の予定額」と当該時点までに執行した工事費の比較。

過去10年間の工事費及び事業費の推移等。

・処理場用地の取得状況

下水道法施行令第4条第2号に掲げる「計画下水量」を処理するために必要な処理施設建設に必要な用地の確保状況。

・処理施設の供用状況

当初策定した（第1期の）事業計画に定められた処理能力の確保状況。

・予定処理区域内の面整備状況

下水道法施行令第4条第1号に掲げる「予定処理区域」内の面整備状況。

・供用開始区域の接続状況

下水道法第10条第1項に規定する排水設備の設置状況。

・地元情勢等

事業主体（流域下水道事業においては関係市町村を含む。）の議会、事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

・社会経済情勢

事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（例えば、都市計画のうち市街化区域・用

途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）の状況、当該地域における人口フレーム、物価の変動等の経済状況、上水道の水源としての利用状況等。

- ・自然環境条件

当該事業により保全される公共用水域の水質の動向、水質汚濁に係る環境基準の設定（変更を含む。）の状況。

- ・計画変更の有無及びその程度

全体計画の変更の有無及びその内容。

事業計画の認可変更時期、変更内容、当初策定した（第1期の）事業計画についての達成状況。

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

(4) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト削減、代替案立案等の改善の視点

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請

- ・コスト削減方策

コスト削減に対する取り組みの状況。

コスト削減の効果。

- ・代替案の検討

代替案の内容。

代替案の実現性。

代替案と現行案の比較結果。

2 対応方針を決定する際の判断基準、判断する際の考え方等

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率

事業計画に定めた必要な工事費が執行できておらず、その原因が事業主体の財政状況悪化、他の優先度の高いプロジェクトの存在等予算上の制約であり、今後解消される見込みが立たなければ、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・処理場用地の取得状況

① 処理場用地が全く取得できていない場合

地権者又は地権者の代理人に対し用地買収を目的とした説明又は交渉を実施できていない状況、あるいは交渉は行われているが、1件も契約に至っていない状況であり、再評価を実施している年度内に契約を締結しうる確実な見込みが立たない状況であれば、原則として事業計画の改善について検討する。

② 用地が一部しか取得できていない場合

当初策定した（第1期の）事業計画で規定された処理能力を確保するために必要な用地も取得できていない場合は、処理施設の配置の見直しにより当該処理場に必要な施設機能・能力の確保を図る。

これによりがたい場合は、再評価を実施している年度内に必要な用地を確保するよう努力するものとするが、契約を締結しうる確実な見込みが立たなければ、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・施設の供用状況

一部あるいは全ての施設が供用されておらず、短期的に他の施設で機能を代替することが不可能な場合及び再評価を実施している年度内に施設を供用出来ない確実な見込みが立たない場合は、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・予定処理区域内の面整備状況

事業計画で規定された工事完成の予定年月日を勘案したうえで、再評価時点における予定処理区域内の面整備状況が著しく遅れており、かつ面整備が遅れている合理的な理由がない場合は、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・供用開始区域の接続状況

再評価時点で処理場の供用開始後3年以上が経過しているにもかかわらず、接続率が著しく低く、かつ接続率が低い合理的な理由がなく、再評価を実施している年度内に接続状況が大きく改善される確実な見込みが立たない場合は、供用開始区域の接続率を向上する対策を講じるとともに、今後整備する区域の接続率を向上させる観点から原則として事業計画の改善について検討する。

- ・地元情勢等

事業主体（流域下水道事業においては関係市町村を含む。）の議会において当該事業の反対決議、中止勧告等が議決された場合、事業計画の改善について検討する。

事業に係る地権者、処理場周辺住民等の利害関係人から協力が得られない、あるいは反対されている場合は、かかる事態が継続している期間、従前から関係者に対し実施してきた説明状況等を勘案しつつ現行の事業計画に基づき事業を継続する妥当性について検討するとともに、必要に応じ事業計画の改善について検討する。

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢

事業計画の策定に当たり考慮した関連計画（都市計画のうち市街化区域・用途地域等の指定、工業団地計画、住宅団地計画等）のうち、当該地域における人口フレーム等が変更されたり、物価の変動等工事価格に影響を与える要因に大きな変動がある場合は、原則として事業計画の改善について検討する。

放流水域及び下流における上水道の水源としての利用状況が変化した場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の改善について検討する。

埋蔵文化財が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・自然環境条件

当該事業により保全される公共用水域の水質の動向、水質汚濁に係る環境基準が新たに設定された、あるいは変更された場合は、流域別下水道整備総合計画と整合を図りつつ、原則として事業計画の改善について検討する。

貴重な生態系・生物種（天然記念物、絶滅危惧種、固有種）が確認された場合は、当該事業が与える影響の緩和を図るため、原則として事業計画の改善について検討する。

- ・計画変更の有無及びその程度

再評価の対象となる期間中に全体計画が変更された場合は、変更内容及びその理由が妥当なものであることを確認する。

事業計画が変更された場合は、認可変更時期、当初策定した（第1期の）事業計画の達成状況、変更内容、変更時期、その理由について妥当なものであることを確認する。

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

「下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）平成18年11月（社）日本下水道協会」に準拠し費用効果分析を行う。結果が1.0未満の場合については、費用・効果を構成する各要因の妥当性を再確認するとともに、事業計画の改善について検討する。

なお、下水道による汚水処理の整備が概成した市町村について高度処理等の対策を実施する場合には、これらの対策に関する費用効果分析をもって、処理区の費用効果分析を行ったものと見なすことができることとする。

(4) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

- ・上位の計画・ビジョン、法制度等の変更の動向を踏まえ、その対応について柔軟に検討するとともに、地震や土砂災害・浸水被害等の自然災害に対する防災・減災対策の強化への取組、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請に対する取組について十分に検討し、必要な整備に努める。

- ・再評価に際しては、コスト縮減方策について十分検討し、更に効率的な整備に努める。

また、事業計画の改善を行う場合には、必要に応じ下水道事業以外の代替案を含めた検討を行う。

第3 チェックリスト等による評価手法

1 整理すべき指標

- ・事業費の推移

下水道法施行令第4条第5号に掲げる「毎会計年度毎の工事費の予定額」と過去10年間の事業費の推移等。

- ・ 処理場用地の取得状況

事業に必要な処理場用地の確保状況。

- ・ 施設の供用状況

事業計画に定められた処理能力の確保状況。

- ・ 供用開始区域の接続状況

供用開始後3年以上が経過している区域の接続状況。

- ・ 地元情勢の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、著しい変化の有無。

- ・ 社会経済情勢の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、著しい変化の有無。

- ・ 自然環境条件の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、著しい変化の有無。

- ・ 全体計画の変更の有無

事業着手時点と比較し、著しい変化の有無。

- ・ 費用効果分析

費用効果分析の結果。

2 対応方針を決定する際の判断基準

- ・ 事業費の推移

必要な事業費が確保されているか。

- ・ 処理場用地の取得状況

事業に必要な処理場用地が確保されているか。

- ・ 施設の供用状況

事業計画に定められた処理能力が確保されているか。

- ・ 供用開始区域の接続状況

供用開始後3年間が経過した区域において合理的理由がなく接続率が著しく低いという状況にないか。

- ・ 地元情勢の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、大きな変化は無いか。

- ・ 社会経済情勢の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、大きな変化は無いか。

- ・ 自然環境条件の著しい変化の有無

事業着手時点と比較し、大きな変化は無いか。

- ・ 全体計画の変更の有無

全体計画の変更はないか。ある場合は、妥当なものとなっているか。

- ・費用効果分析

費用効果分析の結果が、1.0以上であるか。

第4 留意事項

今後、人口減少傾向に入ることが見込まれていることも踏まえ、人口フレームについては最新の将来人口推計等を反映して設定することとする。

第5 施行期日

- 1 本細目は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日に策定された下水道事業の再評価に当たっての評価手法は廃止する。

別添参考資料

参考

- ・ 事業採択後5年を経た事業に係る評価手法選定表；別添1
- ・ 再評価チェックリスト；別添2

事業採択後 5 年を経た事業に係る評価手法選定表

別添— 1

事業主体		事業種別		処理区	
事業費	当初全体計画		現行全体計画	現行認可計画	
計画改善等の推移	項目	当初全体計画	現行全体計画	現行認可計画	整備状況
	処理区域面積				
	処理人口				
	流入水量				
	管渠延長				
	ポンプ能力				
	処理場処理能力				
	汚泥処理能力				
評価手法の判定項目					
項 目	評 価				
関連計画及び関連事業の状況					
事業の進捗状況					
地元情勢					
総 合 評 価					

再評価チェックリスト

別添ー2

事業主体		事業種別		処理区	
事業費	当初全体計画		現行全体計画	現行認可計画	
計画改善等の推移	項目	当初全体計画	現行全体計画	現行認可計画	整備状況
	処理区域面積				
	処理人口				
	流入水量				
	管渠延長				
	ポンプ能力				
	処理場処理能力				
	汚泥処理能力				
項目別評価					
項 目	評 価				
事業費の推移					
処理場用地の取得状況					
施設の供用状況					
供用開始区域の接続状況					
地元情勢の変化の有無					
社会経済状況					
自然環境条件					
全体計画の変更					
費用効果分析					
総 合 評 価					